

就業不能保障団信制度の概要

特 徴	就業不能保障団信制度は、団体信用就業不能保障保険と団体信用生命保険をあわせた制度です。この2つの保険は、労働金庫連合会を保険契約者、労働金庫（以下、金庫といいます）を保険金等受取人とし、金庫から住宅ローンを借り入れている債務者を被保険者とする生命保険契約で、被保険者が保険期間中にお支払事由に該当された場合に、生命保険会社が所定の保険金等を保険金等受取人である金庫に支払い、その保険金等が被保険者の債務の返済に充当されます。			
保険金等名称	死亡保険金	高度障がい保険金	長期就業不能保険金	就業不能給付金
保 険 金 額 等	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（通減）します。加入申込者一人あたりの限度額は、他の金庫からの借入も含めて、「ろうきん団信制度」および「3大疾病団信制度」を通算して1億円となります。			給付金額は、当該給付金の支払事由に該当された日以後1ヵ月以内に到来する約定返済日における予定返済額となります。
加 入 時 年 齢	満20歳以上 満66歳未満	満20歳以上 満66歳未満	満20歳以上 満66歳未満	満20歳以上 満66歳未満
完 済 時 年 齢	満76歳未満	満76歳未満	満76歳未満	満76歳未満
保 険 金 等 が 支 払 わ れ ない 場 合 (被保険者が 右記のような 事由に該当す る場合には、保 険金等をお支 払いできないこ とがあります。)	○告知義務違反による解除 ○詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合 ○重大事由による解除の場合（反社会的勢力に該当すると認められたときなどを含みます。）			
	○保障開始日より前に発生した傷害や疾病を原因として高度障がい状態や就業不能状態に該当されたとき (その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。)			
保 険 金 等 が 支 払 わ れ ない 場 合 (被保険者が 右記のような 事由に該当す る場合には、保 険金等をお支 払いできないこ とがあります。)	○保障開始日から1年以内に自殺されたとき ○被保険者の故意により高度障がい状態に該当されたとき ○保険契約者または保険金受取人の故意により死亡または高度障がい状態に該当されたとき ○戦争その他の変乱により死亡または高度障がい状態に該当されたとき		○保険契約者、被保険者または保険金等受取人の故意または重大な過失 ○被保険者の犯罪行為 ○被保険者の精神障がい(※) ○被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ○被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ○被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ○被保険者の薬物依存(※) ○被保険者の妊娠、出産 ○頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの(その症状の原因の如何を問いません。) ○地震、噴火または津波 ○戦争その他の変乱 (※)お支払対象とならない精神障がいおよび薬物依存については、別資料「団体信用就業不能保障保険および団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障がい、薬物依存』をご参照ください。	
	○融資実行日（債務引受の場合は債務引受日）または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。			
保 障 開 始 日	融資実行日（債務引受の場合は債務引受日）または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。			
これらの契約 からの脱退	○債務（借入金）を完済されたとき ○保険金のお支払事由に該当したとき ○所定の年齢に達したとき			
(備考)	*1 「所定の高度障がい状態」とは、次のいずれかの状態のことをいいます。①両眼の視力を全く永久に失ったもの、②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの、③中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの、④胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの、⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの *2 「所定の就業不能状態」の詳細につきましては、別資料「団体信用就業不能保障保険および団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」の『契約概要 3. 保険金等の支払いについて』および『長期就業不能保険金および就業不能給付金のお支払対象とならない精神障がい、薬物依存』をご参照ください。			
保険正式名称	団体信用生命保険		団体信用就業不能保障保険	
引受保険会社	複数の生命保険会社による共同引受 (事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社)		明治安田生命保険相互会社	

- ・上記「就業不能保障団信制度の概要」は、就業不能保障団信付住宅ローンに付帯される保険の概要を説明したものです。
- ・これらの保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「団体信用就業不能保障保険および団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」、および、「申込書兼告知書」裏面の「団体信用就業不能保障保険および団体信用生命保険のご説明」を必ずご確認ください。

詳しくはお近くの<ろうきん>窓口または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。

沖縄ろうきん 融資統括部

 0120-131-690
(平日9:00~17:00)

インターネットホームページ

<http://okinawa-rokin.or.jp/>

沖縄ろうきん

検索

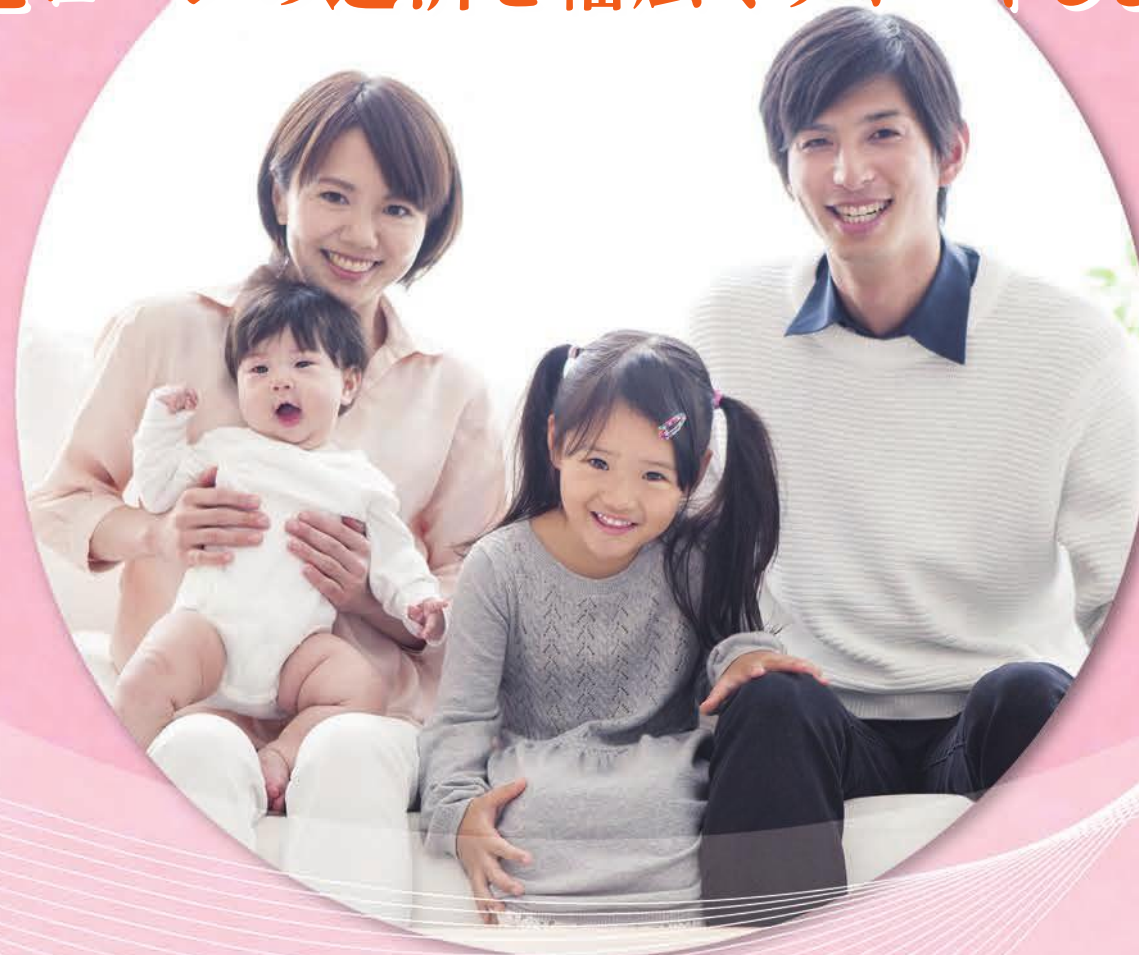


MY-A-18-LF-006822

就業不能保障団信

団体信用就業不能保障保険 団体信用生命保険

病気やケガによるリスクから
住宅ローンの返済を幅広くサポートします。



ご加入について

*精神障がいなど、一部保障の対象外となるものがあります。

① 加入対象者

新たにご融資を受けられる所定の年齢範囲内の方のうち、生命保険会社が承諾した方がご加入いただけます。ただし、以下に該当する場合は、就業不能保障団信にはご加入いただけません。
・告知日現在、病気またはケガにより休職中・休業中の方

② 加入手続き

「申込書兼告知書」をご提出いただけます。なお、借入金額(保険金額)が5,000万円を超える場合には、生命保険会社所定の「専用診断書」をご提出ください。また、告知の内容によっては医師の診断書等を追加してご提出いただくことがあります。
※健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますのでご了承ください。

沖縄県労働金庫

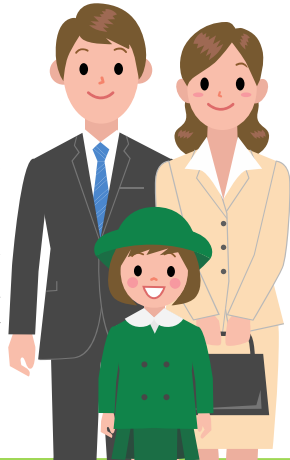


ケガや病気で働けなくなった時でも、住宅ローンの支払いは続きます。

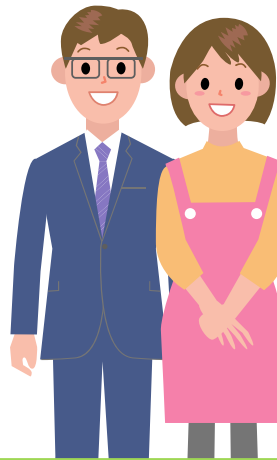
「万が一への備え」に、「ケガや病気への備え」を加えて、さらなる安心をお届けします。

共働き世帯 片働き世帯 単身世帯

世帯収入は多くても、毎月何かと出費の多い共働き世帯。「万が一への備え」に加え「働けなくなった時への備え」が夫婦ともに大切です。



世帯主はまさに大黒柱。世帯主がもしもの時に、生活費や住宅ローンの支払い等、就業不能団体信用保険で「幅広い備え」があれば、当面の生活が安定します。



万が一働けなくなった時でも、医療費や月々の返済を自分で払い続ける必要があります。「働けなくなった時への備え」が重要です。

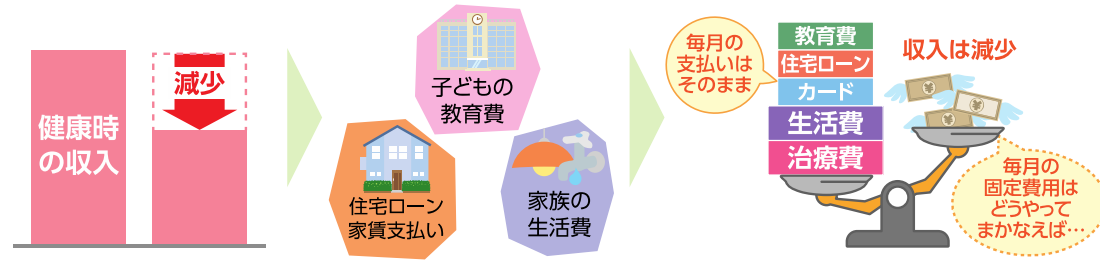


病気やケガで働けない状態が続くと給与などの収入は減少します

月々の支払いは待ってられません!

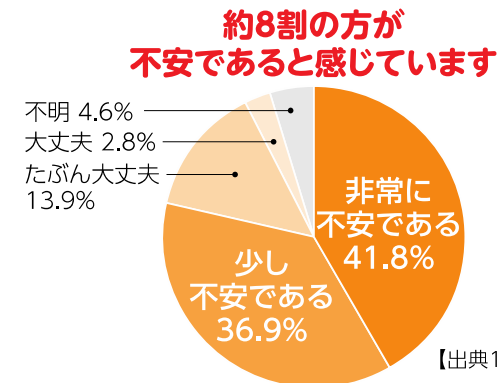
生活費に加えて治療費もかかるため、家計への負担が重くなります

働けない状態が続くと...

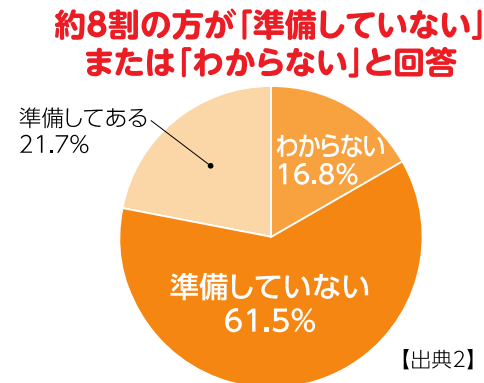


世帯主が就業不能となった場合の必要生活資金に対する不安感

●現在のそなえで大丈夫ですか?



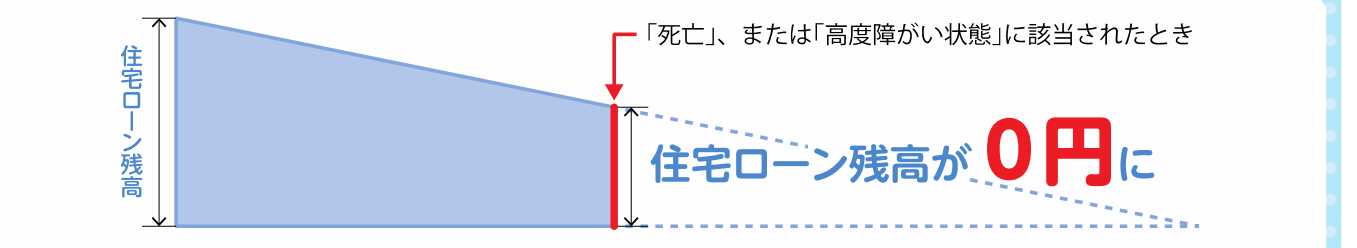
●就業不能保障の準備状況



働けなくなるリスクは...

万が一への安心

死亡 または 所定の 高度障がい 住宅ローン残高を保障 = 完済

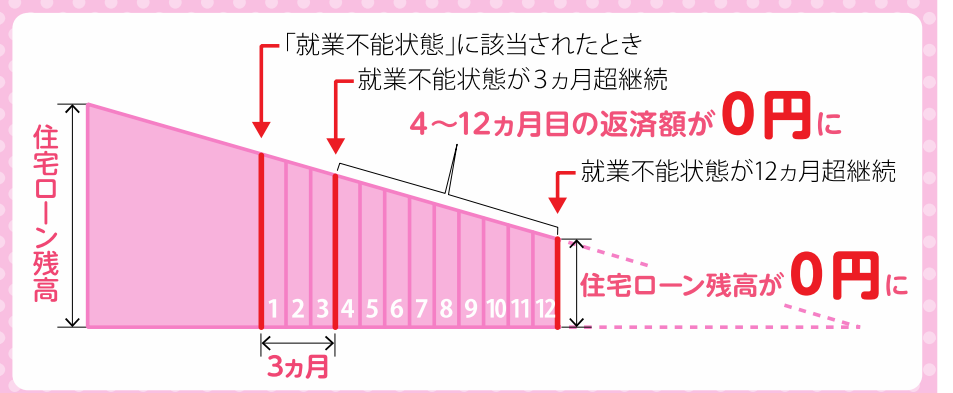
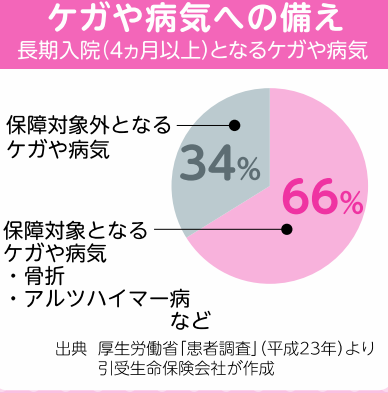


ケガや病気への安心

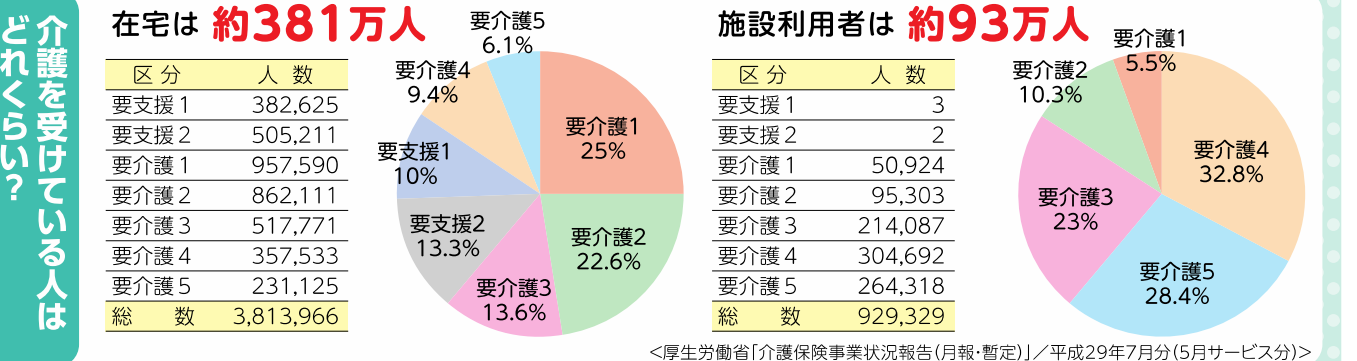
ケガや病気 保障開始日以後のケガや病気により、所定の就業不能状態(※2)となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき 就業不能状態の継続期間4~12ヵ月 毎月の返済額を保障

所定の就業不能状態が3ヵ月を超えて継続したら以後の継続している期間においては 月々の住宅ローン返済が0円に

さらに 所定の就業不能状態が12ヵ月を超えて継続したら住宅ローン残高を保障 = 完済



長期入院 / 在宅医療への安心



- 死亡、所定の高度障がい状態もしくは長期就業不能保険金の支払事由に該当されたときに保険金が支払われます。
- 保障開始日以後のケガや病気により、所定の就業不能状態(※2)となり、その状態が3ヵ月を超えて継続したとき給付金が支払われます。
- 保険期間は満75歳まで可能です。

「所定の就業不能状態」について	
「入院」	「在宅療養」
「病院」もしくは「診療所」への治療を目的とした「入院」をしていること	以下のいずれかに該当する状態にあり、医師の指示による「在宅療養」をしていること
上記の「病院」もしくは「診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。 ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 ②上記①の場合と同等の日本国外にある医療施設	①身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能となったもの ②身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるもの
上記の「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院もしくは診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	上記の「在宅療養」とは、日本国内にある自宅等(病院および診療所以外の場所をいいます。)で治療、養生に専念することをいいます。

(※1)(※2)は裏面をご覧ください ●制度内容など詳細については「団体信用就業不能保障保険および団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」をご一読ください。